

クーリングシェルター・避暑やすみスポット

～熱中症対策として、涼しい環境で過ごしましょう！～

項目	クーリングシェルター 「指定暑熱避難施設」	避暑(ひしょ)やすみスポット 「名古屋市一時的避暑スポット」
概要	気候変動適応法に基づく、 <u>熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)</u> が発表されたときに、危険な暑さから避難できる場所	日常的に、暑さを避けて <u>一時的に(1時間程度)</u> 休憩できる場所
運用期間	4月第4水曜～10月第4水曜 ※施設管理者が設定した開放日及び時間帯	4月第4水曜～10月第4水曜 ※施設管理者が設定した設置期間及び時間帯
マーク		
指定基準 ・ 設置要件	• 適当な冷房設備を有する • 熱中症特別警戒情報発表時に施設を開放できる • 滞在のために供する部分について、必要かつ適切な空間の確保	• 外の暑さを避け、一時的に休憩できる • 可能な範囲で椅子やベンチ等を設置 • 商品の購入等を強要しない • スポットである旨をわかりやすく表示 • 誰でも気軽に利用できる場所である
登録内容	• 施設名称(法定) • 所在地(法定) • 開放可能日等(法定) • 受入可能人数(法定) • 管理者名 • 連絡先 ※法定の事項は公表が必須	• 施設名称 • 所在地 • 設置期間等 • 施設代表者名 • 担当者名 • 連絡先 ※施設名称、所在地、設置期間等を公表

熱中症特別警戒アラートとは

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。
- 具体的には、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数 35 以上となる時などが該当します。